

2026-3-11

令和7年度第3回食品衛生基準審議会添加物部会

10時00分～10時30分

○事務局

それでは、定刻となりましたので、令和7年度第3回「食品衛生基準審議会添加物部会」を開催致します。本日は御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の部会はオンラインでの開催としております。傍聴についてはYoutubeライブ配信により実施し、後日、消費者庁ウェブサイトにて議事録を公開することとしています。会議の配信中、オンライン会議の録画・録音・撮影はご遠慮ください。

はじめに、本部会をオンラインで実施するにあたり、委員の皆様にご注意いただきたい点について、確認いたします。ご発言時以外は、基本的にマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。発言時以外にマイクがオンとなっている場合には、事務局がミュートとさせていただきます場合がございますので、ご了承ください。また、ご発言がある場合には、挙手機能やコメント機能を用いて、意思表示をお願いします。意思表示をいただきましたら、部会長又は事務局がご指名しますので、その後にご発言をお願いいたします。ご発言の際は、最初にお名前をお願いいたします。また、部会長から委員の皆様へ、審議事項等について、認めることでよいか等を確認していただくことがございますが、チャット機能での意思表示をお願いします。了承いただける場合にはチャットで「異議なし」等を入力いただきますようお願いいたします。注意事項は以上となります。

続きまして、本日の委員及び参考人の皆様の出席状況を報告いたします。本日は前川委員よりご欠席の連絡をいただいておりますので、現在の部会委員9名中8名の先生方に御出席いただいておりますので、本日の部会が成立いたしますことを御報告申し上げます。次に、資料等の確認をいたします。あらかじめ、議事次第、委員名簿、資料1として1-1から1-4、資料2として2-1及び2-2をお送りしております。

それでは、議事の進行を杉本部会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○杉本部会長

委員の先生方におかれましては、ご多忙のところ、第三回食品衛生基準審議会添加物部会にご参加いただきありがとうございます。本日の議題は、審議項目が一題、あと報告事項が一題となっております。先生方におかれましては、活発なご議論の方よろしく願いいたします。

それでは、事務局から、本日の部会の審議品目に関する利益相反の確認結果について報告をお願いします。

○事務局

事務局でございます。本日の部会におきまして、利益相反の確認が必要な品目はございません。以上です。

○杉本部長

ありがとうございます。それでは早速ですが、審議事項（１）の「グルタミナーゼ及びフルクトシルトランスフェラーゼに係る規格基準の改正について」に関して、事務局より御説明の方、願います。

○事務局

事務局です。事務局より報告事項「グルタミナーゼ及びフルクトシルトランスフェラーゼに係る規格基準の改正について」を御説明致します。資料１－１から１－４をお手元にご準備ください。

それでは、資料１－１をもとにご説明いたします。

１ページめくっていただき２ページ目へお願いします。改正等の概要についてです。今般、試薬・試液の終売に伴い、成分規格に定める確認試験の実施が不能である状況等を踏まえ、食品衛生基準調査研究費にて開催している第１１版食品添加物公定書検討会において結論が得られた試薬・試液２品目の規格の新規設定及び改正案、添加物２品目の成分規格の改正案について審議をお願い致します。品目及び改正内容は表に記載しております。

まず、試薬・試液である「L-グルタミン酸測定用試液」に関しては、従来品が終売となったため、代替品にて試験が実施できるよう流通実態にあわせた規格に改正いたします。また、「L-グルタミン酸測定用試液」の規格の改正に伴い、試験に新たに必要となる「L-グルタミン酸測定用前処理試液」の規格を新たに設定いたします。これら試薬の改正および新規設定により、既存添加物の酵素である「グルタミナーゼ」に設定されている「グルタミナーゼ活性試験法」の操作法を改正いたします。また、既存添加物の酵素である「フルクトシルトランスフェラーゼ」についても、「フルクトシルトランスフェラーゼ活性試験法」に使用する従来の試薬・試液が終売となったため、試験に使用する試液の量や操作方法等を改正いたします。「フルクトシルトランスフェラーゼ活性試験法」に使用する試薬・試液については、従来の規格に適合するため、規格の改正の必要はございません。改正前後の比較については、資料１－３部会報告書（案）４ページ目以降の別紙に記載しておりますので、詳細はそちらでご確認をお願い致します。

なお、今回の規格基準の新規設定及び改正は、既に使用が認められている添加物の試験の実行性の向上が目的であり、添加物の品質に変更はなく、リスク管理措置を緩和する性質のものではございません。

１ページめくっていただき、３ページ目へお願いします。食品安全委員会への照会及び回答についてです。本年２月１２日に、改正案について、食品安全委員会へ食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいかについて照会を行いました。２月１７日に開催された第１０１４回食品安全委員会にて要請事項説明を行い、２月１８日に食品安全基本法第１１条第１項第１号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる、との回答を受理いたしました。事務局からの説明は以上です。

○杉本部長

説明ありがとうございます。ここまでの説明について、委員の先生方から御質問等ありますか。

要するにもともと使っていたものが終売になってそれに変わるものを採用するにあたって、試薬のところと、それに合わせた試験法のところを少し修正したという概要になります。何か

ご質問はございますでしょうか。

大丈夫ですね。それでは、今回の規格基準改正については認めるということによろしいでしょうか。

それでは、部会報告書を取りまとめ、審議会で審議を行う手続きを取りたいと思います。

○事務局

事務局です。本件は、添加物の規格基準改正のうち、食品健康影響評価を行うことが必要でない場合に該当するため、「その基原、製法、用途等からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、審議会長が決定するもの」を除き、審議会では審議事項ではなく、文書配布による報告事項とされております。そのため、文書配布による報告事項として審議会において進めるということによろしいでしょうか。

○杉本部長

事務局からの提案ですが、そのように進めてよろしいでしょうか。御意見がある場合は、ご発言ください。

大丈夫ですね。それでは、今後のスケジュールについてご説明お願いいたします。

○事務局

事務局です。今回の審議結果につき、食品衛生基準審議会での文書配布による報告のほか、所定の事務手続きを開始したいと思います。

○杉本部長座長

それでは、適切に手続きを進めてください。

それでは続いて、報告事項に移ります。報告事項「令和6年度マーケットバスケット方式による甘味料の摂取量調査の結果について」に関して、事務局より説明をお願いします。

○事務局

事務局です。資料2-1と2-2をご用意ください。資料2-1を使用して令和6年度マーケットバスケット方式による甘味料の摂取量調査の結果について御説明いたします。

スライド2ページ目へお願いします。まず、調査の目的から御説明いたします。本マーケットバスケット調査は、市販されている食品から食品添加物を実際にどの程度摂取しているかを把握し、食品添加物の安全性を確保することを目的とした調査です。ADI（許容一日摂取量）を超過するおそれがないかどうかを確認し、仮に安全性上問題となるような結果が明らかとなった場合には、食品添加物の基準を改正するなど必要な措置を講じるために、毎年調査対象となる添加物群を変えておおよそ4年に一度のサイクルで実施しております。方法としては、スーパー等で売られている食品を購入し、その中に含まれている食品添加物量を分析し、その結果に消費者庁で実施した食品摂取量調査に基づく食品の喫食量を乗じて、摂取量を算出しています。

スライド3ページ目です。対象となる添加物の選定については、摂取実態に関して関心が高いと考えられる甘味料、保存料、着色料、酸化防止剤等の添加物群について調査を行っています。また、各添加物群のうち、ADIが設定されており、多く使用されているものや特に摂取実態の把

握が重要であると考えられるもののうち、分析法が確立している品目を選定しています。

スライド4ページ目です。それでは、令和6年度に実施した調査について、ご説明します。令和6年度は甘味料につきまして、20歳以上の喫食量に基づいて、一日摂取量調査を実施しました。次に、具体的な調査方法について御説明いたします。この調査では、大きく分けて2つの推定摂取量を算出しております。一つは、混合群推定一日摂取量です。調査に参加した国立医薬品食品衛生研究所及び地方衛生研究所5機関(札幌、仙台、香川、長崎、沖縄)において、加工食品を購入し、購入した加工食品を1～7群の食品群に分け、それぞれの群ごとに混合した試料を調製します。その6機関に東京、千葉、広島を加えた計9機関において、次ページ(表1)で説明する調査対象物質の甘味料について分析を行い、各混合群試料における含有量を測定し、これに各加工食品群の20歳以上の人の喫食量を乗じることで、各添加物の混合群推定一日摂取量を算出しました。2つめの推定摂取量は、表示群推定摂取量です。

先ほど御説明いたしました食品群ごとの調査とは別に、購入した食品のうち、調査対象添加物の表示がある食品について、食品ごとに試料を調製して分析を行い、個々の食品の20歳以上の人の喫食量を乗じて、加工食品群ごとに集計し、得られた結果に基づき、表示群推定一日摂取量を算出しております。混合群推定一日摂取量と表示群推定一日摂取量との比較を行い、検証を行っています。

なお、混合群試料の調製の際に使用する「20歳以上の人の一日喫食量」と、「個々の加工食品群の一日喫食量」及び「個々の食品の一日喫食量」については令和2年度食品等試験検査費事業において作成された「加工食品群別年齢層別の食品喫食量リスト」にある「20歳以上の人の一日喫食量」を参考として作成したものを用いています。続きまして、各表についてご説明します。

スライド5ページ目へお願いします。表1について、御説明を致します。表1は食品群毎に混合群及び表示群推定一日摂取量を表した表となります。一番左の列が調査対象の添加物となっており、1群の嗜好飲料・調味料から7群の果実類、野菜類、海草類が左から順に並んでおります。そして、一番右に総摂取量の値が示されています。また、各項目においては、上段に混合群推定一日摂取量、下段に表示群推定一日摂取量をお示ししております。例えばアスパルテームと言いますと、食品群1群の「0.20」という値が混合群の値で、「0.19」というのが表示群の値となっております。また、「-」については食品群で該当する食品がなかったことを示しており、「0」については定量限界未満だったことを示しています。

スライド6ページ目へお願いします。表2については混合群の調査結果とADIを比較した表となります。左から順に、混合群推定一日摂取量とJECFAや食品安全委員会で設定しているADIの値、一番右に推定一日摂取量とADIから算出した対ADI比をお示ししております。グリチルリチン酸については、ADIが設定されていませんので「-」としておりますが、その他の甘味料についてはいずれもADIを大きく下回る結果でした。

スライド7ページ目へお願いします。表3については、混合群試料中の含有量に年齢層別喫食量を乗じて求めた年齢層別推定一日摂取量をお示ししております。いずれの年齢層においても、スクラロースの一日推定摂取量が最も多いという結果となりました。

スライド8ページ目へお願いします。表4は表3の年齢層別推定一日摂取量を元にADI比を求めたものとなります。表の説明は以上となります。いずれの年齢層においても、推定一日摂取量はADIを大きく下回る結果となりました。なお、表3、4については20歳以上の人の喫食量から調製した試料の結果を基に算出しているため参考データであることを申し添えます。

スライド9ページ目へお願いします。最後に、結果と考察について御説明致します。

表1の結果から、表示群推定一日摂取量と混合群推定一日摂取量の比較を行った結果、アセスルファミカリウム及びグリチルリチン酸は、混合群よりも表示群の方が高い値を示しておりますが、これは、混合群試料の調製段階で希釈され、食品群によって定量限界未満となったことが要因と考えられ、その他の甘味料は混合群と表示群の推定一日摂取量は概ね一致していることから、概ね表示通りに使用されていると考えられます。また、表2の結果から令和6年度調査対象であった甘味料の推定一日摂取量は、ADIが設定されていないグリチルリチン酸を除き、いずれもADIを大きく下回っていたことがわかりました。更に、表3及び表4について、参考データではあるもののどの年齢層においてもADIを大きく下回っており、これらの添加物については安全性上、特段の問題はないと考えられました。

資料2-2が令和6年度マーケットバスケット方式による甘味料の摂取量調査の結果報告書となります。事務局からの説明は以上です。

○杉本部長

ありがとうございます。ただいまの報告についてご質問、御意見等ありますでしょうか。多田委員、これについて何か追加するようなことがありますか。特にないですか。

○多田委員

そうですね。継続してこのように実施しておりますので、その動向を確認でき、依然として対ADI比は非常に低いということを確認することができているというように考えます。以上です。

○杉本部長

はい、ありがとうございます。これは令和6年度のマーケットバスケット方式による結果ですけど、令和7年度についてはまた来年度になるんですかね。この時期ぐらいに報告があると考えてよろしいですか。

○事務局

はい、この時期にご報告させていただければと思っております。

○杉本部長

はい、ありがとうございます。委員の先生方から何かご質問はございますでしょうか。

○事務局

瀧本委員から手が挙がっております。

○杉本部長

瀧本委員、お願いします。

○瀧本委員

はい、ありがとうございます。結果についてというよりは、その算出方法でちょっと気になった点があったのでコメントさせていただきます。調査結果のところ、その年齢層別の推定を行うときに平均体重として内閣府食品安全委員会食品健康影響評価時の平均体重及び平成22年食品等試験検査費事業の平均体重を用いているとあります。この後者の平成22年度というのがだいたいデータとして古いように思うのですけれども、これは何か今後見直す予定とかございますでしょうか。教えていただけますと幸いです。以上です。

○杉本部長

この点、どうでしょうか。多田委員。

○多田委員

多田です。今、内閣府食品安全委員会での平均体重として用いている体重が、この平成 22 年度報告の食品摂取頻度・摂取量調査時の平均体重を基にしておりまして、(他の年齢層についても)それと同じ年度の同じ調査における平均体重をこの結果報告では用い、同じ時期の同じ調査の平均体重を基に算出しているというような状況になっております。今後は、新しい食品摂取頻度・摂取量調査なども行われておりますので、消費者庁等でご検討いただけるかと思います。

○瀧本委員

ありがとうございました。

○杉本部長

はい、ありがとうございます。他にご意見はございますでしょうか。

○事務局

今の点につきまして、補足いたします。先ほど、先生よりご説明いただいた通り、現在、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価の平均体重ということもございますので、来年度の解析につきましては、その時点での食安委での評価体重が何であるかを改めて確認し、どのような体重を使って出すことが適切かどうかについては、研究代表者とも相談して決定したいと思います。ご意見ありがとうございました。

○瀧本委員

ありがとうございます。

○杉本部長

はい、他にご意見等はございますでしょうか。それでは、他に御発言がないようでしたら、次回の予定について事務局より説明をお願いします。

○事務局

本日はご審議いただき、ご意見いただきありがとうございました。次回の添加物部会については、議題が決まり次第、改めてご案内させていただきます。

○杉本部長

ありがとうございます。それでは、本日の添加物部会はこれで終了します。委員の先生方どうもありがとうございました。以上になります。